

## 清掃工場運営体制の変更について

経済環境部

清掃工場は、一般廃棄物（可燃・不燃・資源ごみ等）を（株）かずさクリーンシステムなどの中間処理施設に運搬する中継基地等の役割を有しており、市民の日常生活に密接した重要な施設である。

また、家庭ごみについては、ごみステーションへ地区ごとに決められた曜日の午前6時から8時までに出すルールとなっているが、諸事情により、ごみステーションに出せない市民に対しても、清掃工場へ直接搬入された場合は受入れを行っている。

一方、近年は清掃工場に勤務する清掃業務員の高齢化などで人員不足が発生しており、事務職員の補完による応援体制が常態化している。

このことから、ごみ処理に係る市民への影響をできるだけ抑えつつ、人員不足対策の一環として自己搬入の受入日数を見直すとともに、今後、業務の一部について民間委託を行うなど運営手法の見直しの検討を行い、持続可能な運営に努めていく。

### 1 自己搬入受入日数の変更

	変更前	変更後
受入日	<u>週6日</u> <u>月曜日～土曜日</u>	<u>週4日</u> <u>月・水・金・土曜日</u>
祝日	<u>受入あり</u>	<u>受入なし</u>
年末	受入あり（12/29～ <u>12/31</u> ）	受入あり（12/29～ <u>12/30</u> ） ※12/31は閉所
年始	受入なし（1/1～1/3）	受入なし（1/1～1/3）
受付時間	9：00～11：30 13：00～16：00	9：00～11：30 13：00～16：00

※自己搬入の受入れを行わない日も委託・許可業者によるごみの搬入などがあるため、工場は稼働している。（日曜日・年始：完全閉所）

### 2 実施時期

令和8年4月1日

ただし、年末及び祝日の受入れの見直しについては、令和7年12月から実施する。（12/31、1/12、2/11、2/23、3/20）

### 3 今後のスケジュール

10月下旬 審議会報告

11月以降 市民周知（広報きみつ、SNS、市ホームページ等）